

第108回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成29年4月20日（木）9:58～11:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、河井 啓希、川崎 茂、北村 行伸、西郷 浩、嶋崎 尚子、
白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官

4 議 事

（1）部会の審議状況について

（2）その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、全員お揃いですので、相当早いですがけれども、第108回統計委員会を開催したいと思います。

本日は、清原委員、永瀬委員が御欠席です。

また、オブザーバーの各府省におかれましては、人事異動に伴って、御出席いただく方に変更がございましたので、一言御挨拶いただければと思います。国土交通省の大野サイバーセキュリティ・情報化審議官、お願いいたします。

○大野国土交通省総合政策局情報政策本部長 大野でございます。この4月からサイバーセキュリティ・情報化審議官を拝命いたしました。よろしくお願いたします。

○西村委員長 それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局か

ら簡単に紹介してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、議事の（１）で部会報告が２件あります。資料１がサービス統計・企業統計部会報告、資料２が国民経済計算体系的整備部会報告です。議事の（２）その他で、報告事項が２件あります。資料３が統計法遵守状況に係る一斉点検の報告、資料４が統計改革推進会議の中間報告となっています。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。サービス統計・企業統計部会において審議されております諮問第103号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」の審議について、西郷部会長から御報告お願いいたします。

○西郷委員 それでは、報告させていただきます。経済産業省企業活動基本調査、略称、企活と呼ばれているものですが、審議状況について御報告いたします。

資料の方は、ホチキスでとめてある資料１になりますので、そちらの一番フロントのページにある紙を基にして報告をさせていただきます。なお、別紙、それから参考が付いておりますので、適宜、御覧ください。

それでは、その資料１の最初の紙に基づいて報告させていただきます。御覧いただけますとおあり、部会はこれまでに１回だけ審議をいたしまして、おおよそ論点は全て１回の部会で論じることができました。審議状況、その表の右欄のところを見ていただければ、大体、ほとんどの項目で適当というふうに整理されていますが、幾つか時間をかけて議論したことがございますので、その点を中心に報告をさせていただきます。

まずは、左の「項目」というところを御覧いただいて、１番の計画の変更の（１）の調査事項の変更ということで、①から④までございます。そのうち、①、②、④に関しましては、他の統計調査と同じように、例えば消費税抜きの場合と込みの場合とで、両方、選択して回答できるようにするとか、従業者区分のガイドラインに沿って、従業者区分を変更するとか、そういったものだったのですが、少し時間をかけて議論をしたのが③でございます。

今回、有形固定資産に関しまして、従来は「除却額」という言葉を使っていたのですが、それを「減少額」に変えるということです。資料の別紙を御覧いただきますと、現状と、それから統計委員会修正案というのがございます。現状の方を見ていただくと、（３）の固定資産の増減と記載してあるところの区分のところ、「有形固定資産の当期除却額」というふうに、有形固定資産の方は除却という言葉が使われているのに対して、無形固定資産の方は減少という言葉が使われています。これは実際には内容が同じもので、有形固定資産の方は除却とは言いながら、その他の要因による減少も含めてのことであったとすることで、回答者の方からも、これは違うのかどうかというような問い合わせが従来から来ていたということと、この除却という言葉が、意図しているものよりも狭いということから、その下の方に統計委員会修正案というのが出ているのですが、減少に変えるということです。

これは、従来使っていた概念をそのまま使って、文言だけ変えるというものなので、一応、適当と判断はできるのですけれども、ただ、この減少という言葉が財務省の法人企業統計調査と見かけ上は同じですが、中身で入っているものが違う。具体的に言うと、減価償却が含まれているかどうかということで、法人企業統計調査とこの企活との間に違いがあるということが議論をしていく過程で分かりました。

今回は、この除却という言葉を増減に変えるということに関しては、企活の中の整合性がとれるということから、一応、部会としては適当と判断したのですけれども、前の資料1に戻っていただきまして、今回、その変更を議論するに当たって明らかになった法人企業統計調査との間の減価償却額の違い等について、やはりきちんと定義、関係性等を整理するという含めて検討してほしいというのが審議状況のゴシックのフォントで記載してあるところの①のところに記載してあります。

また、今回、調査項目の名称が変更されるということになり、その定義そのものは変えないということではありますけれども、その回答状況の変化について検証すること、この2点を今後の課題として、答申では指摘をする予定です。

もう一つ、時間をかけて議論したことというのは、今度は(3)の集計事項の変更の③のところになりますけれども、秘匿比率の高い集計表は、その秘匿の作業自体にものすごく時間がかかるために、調査のリソースがかなりそこに割かれている。にもかかわらず、秘匿の部分が多過ぎて、あまり労に見合った益がない。そういうことから、この集計表を一部削減することによって、公表の早期化。それは公表時期の変更、(4)の方に関係するのですけれども、公表時期を早めたり、あるいは、集計表を一部削減することによって新たに浮いたリソースというのでしょうか、それを例えば集計の精度を高めることや要因分析の充実化を図ると。そういう方にリソースを振り分ける方がよいというふうに部会として判断して、適当というふうにいたしました。

この点に関しましては、今回、諮問がなされた際の統計委員会において、これは軽微案件として扱ってもよいのではないかという御意見もいただいたところではあるのですけれども、軽微案件であるかどうかということに関しては、結論的な回答はできないのですけれども、やはりケース・バイ・ケースといたしますか、その都度、判断せざるを得ないのかというふうに、そういったことも議論いたしました。今回は、先ほど述べた有形固定資産の減少額の問題というのが部会をやることによってかなり明らかになったという面もありますので、軽微案件として処理するよりは、部会を開いてよかったかと思っているのが、部会長としての印象です。

その次に、前回答申時の今後の課題への対応状況、大きい2番でございます。これに関しては、前回の答申時にいただいた宿題というのが企活の枠組みを大きく変えるような内容を含んでいたもので、これに関しては、むしろ基本計画部会等でもっと大々的に議論していただく方が適切ですので、当部会としては意見交換にとどめまして、その部会で出された意見を基本計画部会の方で生かしていただくという姿勢をとりました。

具体的な内容は、その資料1の今度は右側の審議状況というところにありますけれども、例えば企業関連統計については産業構造の把握という点もあるが、企業の参入や退出の状

況を把握するという観点、目的も考えて議論をする必要があるとか、そういった基本計画で扱っていただきたい内容というの也被まされておりますので、基本計画を改定する際には、その点を参考にしていただければと思います。

最後に、諮問の内容には含まれていなかったのですけれども、これも部会に先立って開かれました統計委員会において、この資料1でいうと一番下のところになりますけれども、秘匿に関する注意書きに関して、少しこの表現はほかの統計と比べて大分異なるのではないかというような指摘を受けました。こちらに関しましては、調査実施者の側で御検討いただいて、その資料にありますとおり、一般的に用いられている秘密保護に関する記載に合わせるという形で変更するということになりましたので、併せて報告をさせていただきます。

以上が部会の内容ですけれども、最後に今後の予定です。1回目の部会で、主な論点は全て議論しましたので、今後はそれに沿って答申（案）を策定して、最終的には書面審議によって取りまとめるという予定です。その後、5月30日に開催される統計委員会において、答申案を御報告する予定です。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。本件につきましては、今の報告にもありましたように、基本的には審議を終えているようですけれども、何か御質問等はございますか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。丁寧な御検討と御報告をありがとうございました。全体の結論として、全く納得がいくものなので、賛同するものです。

この前の委員会で、私の方から、軽微案件とすることはできないかということをおし上げましたが、先ほどの西郷部会長の話からしましても、確かにこうやって検討していきますと、神は細部に宿るといいますか、細部のところにも結構大事なところがあるというのが分かりましたので、おっしゃるとおり、このような丁寧な検討は大事かというふうに私も改めて感じました。

その上で、全体としては全く異論はないですが、1点だけ、念のため、調査実施者にお尋ねしてみたいことがありますので、少しくどいようですが、質問させていただきます。

といいますのは、一番下のところに調査票冒頭の注意書きを原案から変更されるということで、これは私は、これで結構だと思うのですが、もともとの案文を作られたところの意図を少し、あまり勘ぐってもいけないのかもしれないのですが、お尋ねしてみたいと思うのです。

といいますのは、企業関係の統計というのは、なかなか集計して使うのが難しく、個別的な利用もありうるという気がします。ここの元の文章からすると、ひょっとしたら、個別データを使う可能性もあるというニュアンスをあえて出したのかと思ったりします。そのような個別データの利用は、統計分析、経済分析だったらよいのですが、場合によっては、行政的な使い方になったりする危険もあったりするように思います。もしや、そういうことが少し含まれるおそれがあるというのが、私はこれを読んで感じていたところでは。

この表現は、集計以外にも少し使われるような意図を想定されていたということも、少し含まれているのでしょうか。もしそうだったら、例えばどんな使い方を想定されていたのかというのを教えていただけたらと思います。

○西村委員長 どうぞ。

○澤野経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 経済産業省の企業統計室長の澤野でございます。

ただ今の御質問につきましては、当初の案がなぜこのようになったかという経緯は、実は昔の資料なものですから残っておりませんでした。我々が考えていますのは、ほかの統計調査にも若干あるのですけれども、「税務調査には使われない」という書き方をしている例が2件ほどございますので、恐らくこういった例も踏まえ「利害関係」という表現をつかったのではないかと考えています。

また、個別企業のデータを使うかどうかにつきましては、今、二次利用はたくさんありますけれども、あくまでも全体を見ていただくということで、個別の企業が特定されないような形でしか解禁しておりません。

○川崎委員 ありがとうございます。

○西村委員長 よろしいでしょうか。では、宮川委員。

○宮川委員 恐れ入ります。私は、この部会の委員の1人ですので、今、西郷委員がおまとめになった形で結構だと思っております。ただ、一委員として少し感想を述べさせてもらいますと、今回の1の③についての議論というのは、かなり重要であると思っております。その重要性というのは、今後、あらゆる企業で共通の調査を行うときに、やはり有形固定資産の償却の扱い方について、統計として共通の定義の仕方をしておくということがやはり必要だと思います。それは、ある意味でいえば、後で記載してあります労働者区分とか税の区分のやり方と似たところがあるのではないかというふうに思っています。

それからまた、もう一つ、減価償却の問題は、民間企業にとってみれば当然のことですけれども、公的な企業にとってみるとそれほどでもない。つまり、私どもがいるような学校の会計と、それから民間企業の会計とが違うのと同じで、そうしたことも、今後は、ある別の観点から少し整理をする必要があるのかという印象を持ちました。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、引き続き、答申案の取りまとめをよろしくお願いいたします。

なお、先ほどありました有形固定資産に関する項目名の変更に当たってということですが、これは調査票で注意書き等を詳しく書くということで報告されておりますが、私としては、公表段階においても、これまでの除却額と変更後の減少額が同じ範囲であるということは、やはり明確にしていきたいと思っております。答申を作成する際にも検討していただければと思います。

それから、先ほど宮川委員からありました件は非常に重要な点で、我々としても、今後、統計委員会が統計の司令塔という形になっていく以上は、やはり統一的な方向に持っていかなければいけない。そのときに、先ほど出ました民間企業と、それから非営利企業、独

法なり何なり、そういうのを含めて、そういうようなものとの間の整合性とか、そういうものはやはり考えていかなければいけないということだと思いますが、統計というのは考えているだけではしようがなく、やはり何かしなければいけないものですから、どこかの時点で、そこら辺についてのある種の決断をしなければいけないということになるかと思えます。いずれにせよ、これは将来的にこれから取り上げていく問題だというふうに考えております。

それから、もう一点、川崎委員からの集計の取りやめと諮問審議との関係についても、西郷部会長から報告がありました。私も、諮問不要という判断はケース・バイ・ケースということではよろしいかとは思いますが、定型化するのは確かに非常に難しいということもありますし、神は細部に宿るか、悪魔が細部に宿るかというのは微妙なところがあるのですが、そういうことがよく起こる話ですので、この点については、よく考えていきたいと思っております。

特に集計表の取りやめに当たって、代替措置によって利用者の利便性が一定程度、確保されている場合とか、もともと秘匿箇所が多くて、利用、活用に制約があるような場合というようなものは、確かに諮問を不要とするような軽微な事項に該当する可能性が高いと思えますので、そこら辺のところはケース・バイ・ケースで、審議の効率性や委員の方々の御負担も勘案しつつ、今後の運用に生かしていきたいと思っております。

次いで、国民経済計算体系的整備部会が2回目の審議を行いましたので、その報告を受けたいと思えます。宮川部会長、御説明をお願いします。

○宮川委員 それでは、私から、国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。

前回、御報告した後、3月29日に第2回部会、昨日、4月19日に第3回部会を開催いたしました。第3回部会の結果につきましては、まだ整理中でありますことから、本日は第2回部会の審議結果の概要について報告いたします。

この2月にいろいろ諮問がありましてから、既に3回、かなりの議題につきまして、委員の方々には御多忙な中、御出席をいただき、審議をいただきまして、本当に部会長として感謝しております。

昨日の第3回部会までで、統計改革の基本方針の別紙1、2に掲載された事項を中心として、審議を一応終了する予定でございました。しかしながら、先ほども申し上げましたように、非常に案件が多く、時間の関係で、第3回部会まででは一部審議できなかった議題がございますので、回を改めて、第4回部会で審議することを予定しております。

それでは、第2回部会の報告につきましては、資料2にまとめてございますので、御覧ください。

第2回部会の審議事項でございますが、3点に分かれております。1) 経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備、2) 生産物分類の整備構築、3) 国民経済計算と産業関連表の関連課題の対応ということでございます。

今回も、参考1で審議事項ごとの整理メモ、参考2で本部会の審議スケジュールをお配りしております。

第1回部会と同様に、参考1のとおり、統計改革の基本方針や現行基本計画の課題の内容と、その取組状況といった現状を把握した上で、事務局が作成しました叩き台を基に、次期基本計画における取り扱い及び基本的な考え方を審議いたしました。

それでは、本体の資料に戻りまして、項目ごとの審議結果について説明をいたします。

まず、1の経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備、それから、2の生産物分類の整備構築についてです。

これらは、統計改革推進会議におきますSUT等の議論が並行して行われており、そことの関連性もあることから、現段階で大まかな共通の認識を確認するということにいたしました。

叩き台として示しました次期基本計画における取り扱い及び基本的な考え方の案は、点線、四角囲みに記載をしております。経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備につきましては、課題が非常に多岐にわたっております。先ほども申し上げましたように、現在、SUTの問題が統計改革推進会議で議論をされておりますので、冒頭に年次SUTの改善、SNAの年次推計の精度向上や産業構造の変化をよりの確に把握する観点から、以下の取組を推進ということで、統計改革推進会議の議論の状況にも対応して考えるということを確認した上で、課題を喫緊に取り組むべき事項、中期的に取り組むべき事項、その他、関連して取り組むべき事項の3つに整理いたしました。

審議の結果は、現段階での部会の共通認識としては、叩き台のとおりでおおむね了承ということになっております。全文を読むことはいたしません、例えば、喫緊に取り組むべき事項といたしまして、①経済センサス活動調査の中間年における経済構造統計の作成、提供につきましては、平成31年から見直し後の経済センサス基礎調査、工業統計調査、見直し後の商業統計調査、統合整理後のサービス産業基本調査から実施して、これをSUTの改善やSNAの年次推計の精度向上に寄与させるということを目的として実施することになります。

②でございますけれども、サービス統計の体系的整備につきましては、サービス産業動向調査を年次集計部分と特定サービス産業実態調査を整理、統合して、平成31年度からサービス産業基本調査として、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ実施するという基本的な考え方として取りまとめております。

そのほか、③では建設工事の施工統計調査と、それから、④では行政記録情報の活用などを喫緊の課題として挙げております。

中長期的に取り組むべき事項といたしましては、ページの一番下にある⑤、及び、ページをめくっていただきまして、次のページの⑥にあります企業部門別での投入産出等企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び体系に向けた検討、既存の企業系統計調査の役割分担等の検討というものをこれから中長期的に行っていく。それとともに、SUTの作成ということもあり、産業分類、それから調査単位及び生産物分類の策定ということなどを行うということを考えております。

また、2ページの中ほどになりますけれども、⑨のサービス統計の体系的整備の次の段階として、サービス産業動向調査の月次調査部分と、特定サービス産業動態調査との整理、

統合を図って、更にSNAの精度向上を図るよう内閣府とも連携していくということも中長期的課題ということが挙げられておりますし、⑩につきましては、一次統計からSNAに提供するデータに関する差異を最小とするために、年次統計調査と月次、四半期統計調査との関係を整理するということが検討にしております。

その他、関連して取り組むべき事項として、⑪ですが、売上高等の消費税の取り扱いについて、新しいガイドラインに沿って、消費税率の変更及び軽減税率実施に対応する。これは、これまでも議論をされてきたことでございます。

同じく、⑭も、常用労働者のより客観的な内訳区分の改善に伴い、労働者区分ガイドラインを改定していくということ。これも既に、これまでも議論をされて、引き続き、各統計について行っていくということでございます。

そのほか、より関連して取り組む問題として、⑮のようにシェアリングエコノミー等、多様化するサービス産業の計測など、研究課題についてのあり方についても審議することいたしました。

それから、2、生産物分類の整備構築については、生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて、段階的に検討するということが基本的な考え方としております。

ただし、経済センサス - 活動調査の中間年の経済構造統計の作成については、プロファイリング調査、ローリング調査と、業種別調査の整合性等に留意が必要となっております。また、シェアリングエコノミー等、多様化するサービス産業の計測等につきましては、研究だけでなく、それから、⑮にもありましたように、実施に向けた具体性を持たせることも必要だというふうにいたしました。

ただ、先ほども申し上げましたように、こうした、いわゆる各産業別の基礎統計につきましては、今、議論をされております統計改革推進会議のSUTの議論とも深くかかわってまいります。取組の修正とか実施時期の調整等もそれに合わせて必要になるかとは思いますが。今後の推進会議における動向や本部会での議論も踏まえて、いろいろ変化が起きた場合には部会長と事務局とで修正案を示して、必要に応じて、後日、改めて審議することといたしました。

それから、2番目の国民経済計算と産業連関表の関連課題についてですが、同じく3ページ目下段に点線の四角囲みで、次期基本計画における取り扱い及び基本的な考え方を示しております。

審議の結果、産業連関表における研究開発の固定資本としての計上、基本価格表示による産業連関表の作成など、叩き台のとおりでおおむね了承となりましたが、基本価格表示の産業連関表作成につきましては、大分類より詳細な分類での表示に向けた検討という方向で修文を考えております。

私からの報告は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。何か御質問あるいは御意見等ございますか。非常に多岐にわたっているものをかなり短い時間でさっとやらなければいけないということで、大変な御苦労だと思いますので、その努力に大変感謝したいと思います。

よろしければ、引き続き、国民経済計算体系的整備部会での審議の方、よろしくお願いいたします。

次に、議事（２）のその他に移ります。統計法遵守状況に係る一斉点検の報告について、総務省政策統括官室から説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 総務省政策統括官室の澤村でございます。

それでは、お手元の資料３を基に、経済産業省における繊維流通統計調査の不適切な処理を契機といたしまして、全府省一体となって実施いたしました一斉点検の結果について御説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、スライドの２枚目になりますが、この２つ目の点検方法でございますように、今回の一斉点検は平成21年の統計法全面施行後に実施、公表された統計調査、及び、統計調査以外の方法で作成された基幹統計の全てを対象といたしまして、統計法に基づき、承認を受けている調査計画や通知を受けた作成方法と実際の作成、提供等の内容とに相違が生じていないかを所管府省自らが点検した上で、その点検結果に疑問点等がある場合には、私ども政策統括官室と当該部署において、更に詳細に確認を行ったものでございます。

ちなみに、私ども政策統括官室では、各府省から調査計画の変更申請等が行われた際には、その都度、前回調査における実施状況を確認し、例えば、回収率が低調であるとか、調査結果の公表が不十分等の状況が判明した場合、個別にその改善を求めています。このように網羅的な点検を実施したのは、今回が初めてとなります。

点検結果につきましては、次のスライド３及び別添に取りまとめております。

今回の点検の対象は、先ほど申しましたように平成21年の統計法全面施行後に実施、公表された372の統計調査全てと、統計調査以外の方法で作成されております5基幹統計となっております。これらの中には、1回限りなどとして実施され、現時点では実施されていない88の統計調査も含まれております。

この点検の結果、公的統計に対する国民の信頼を損なうような、先般の繊維流通統計調査と同様の不適切な処理を行っている例は認められませんでした。

一方で、3つ目の矢印でございますように、372統計調査のうち、基幹統計調査16調査を含めました138の統計調査、点検対象全体の3分の1強になりますが、これにつきましては、統計法に基づき承認を受けた調査計画と実際の処理内容に相違が生じている。つまり、法手続上の瑕疵があることが確認されました。

なお、統計調査以外の方法により作成している5基幹統計には、特段の問題は認められませんでした。

この相違の概要は、8割近くは公表の遅延や一部未公表等、調査結果の公表に係るものでして、これに調査期間が計画とずれているものなどを加えますと、全体の9割以上となります。

この公表の遅延につきましては、別添1に府省ごと、また機関等ごとに整理しておりますように、表の右の方でございますが、公表の遅延につきまして、1か月未満のところか

ら1年以上というところまで区分しておりますが、1か月程度の遅延、1年を超える遅延と、内容も様々でございます。さらに、その原因も、事務処理の遅れに起因するものから、そもそも設定された期日自体に無理があったというものまで、区々となっております。

また、この遅延から7つほど左に行っていただくと、一部の未公表というようなところもございます。集計事項の一部未公表というのがございますが、これも何らかの意図を持って未公表としているわけではなく、主に計画しておりました詳細集計を実施する上で十分な結果精度が担保されなかったことや、企画段階におきまして、調査事項が十分に詰め切れていなかったということなどに起因するものなど、内容は区々となっております。

この辺りの状況を今後の同種事例の再発防止、また、未然防止という観点から取りまとめましたのが別添2でございます。

まず、一番上、各種船舶に乗り込む船員の方の給与を把握する、船員労働統計調査におきましては、調査対象となる船舶数の減少に伴い、本来であれば、標本抽出における規模基準の区分を見直すべきところ、長期間、抽出方法を見直さなかったため、実際の調査対象数が調査計画上の半分以下になっているというものでございます。

なお、この調査の結果精度等には特に問題が認められなかったものの、昨今の派遣船員であるとか、外国船籍の船舶の増加など、本統計調査を取り巻く環境の変化でありますとか、賃金を把握する統計の体系的整備といった観点からの本調査の在り方を抜本的に見直すことも必要と考えられますので、現在、本委員会において諮問されております次期基本計画の御審議の中で、この点も含めて御検討いただければと考えている次第でございます。

2番目でございます。道路整備計画の策定に資するため、自家用車、営業用車両の走行状況を把握します、全国道路・街路交通情勢調査におきましては、一部、調査員調査から全面郵送、オンライン調査に変更したことに伴う回収率の低下を勘案しまして、調査対象台数を前回調査から約190万台増やし、約2倍の標本数としているものでございます。これについて、調査実施者は、オンライン調査の導入等、報告者の負担軽減に資する変更であることから、変更申請は不要と解釈していたということでございます。

確かに、オンライン調査の拡充は、報告者の負担軽減や調査の効率化に資するものとして、政府全体で推進を図っているところではございますが、調査手法の見直しによる影響の検証が必要と考えられるほか、適切な督促の実施等により、最小限の報告者負担で効率的に結果を得ることも重要かと考えております。

各調査実施者においては、そのような点も調査計画の見直し時には御検討いただいた上で、変更申請が必要となるのかどうか等を含めまして、前広に御相談いただきたいと考えているところでございます。

3番目でございます。各学校現場におけるいじめ等の諸問題の発生状況を把握します、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査におきましては、調査経路機関である都道府県教育委員会等が報告する概数集計表を調査票情報と位置付けまして、本来の調査票情報たる各学校が市区町村教委等に提出しております報告の保管、管理が適切に行われていなかったというものでございます。調査票情報は、報告者の負担により収集されたものであり、その情報をより有効に活用する観点からも、適切な保存、管理が求められ

ていることから、調査実施者においては、保全、保存状況等に係る実態把握などの必要な措置を講じるなど、現在、改善を図っているところでございます。

4番目でございます。サービス産業における生産、雇用等の状況を把握いたしております、サービス産業動向調査におきましては、年に1回、公表を予定しておりました都道府県別集計の結果の公表が遅延していたというものでございます。これにつきましては、都道府県別集計を提供するに当たって、サンプル数の制約から、当初、想定していたよりもサンプル側の影響をより強く受けてしまうという事情から、より適切な集計方法を検討するために時間を要していたという事情がございます。調査実施者においては、幾つかの対応策を検討した上で、有識者の意見も踏まえまして、事業所調査分については産業大分類別、都道府県別に、客体別の寄与度を算出したしまして、従前の調査結果から層別に設定した基準値を上回るデータを除外するというような対応方策を講じることとしました。近日中には公表を実施する予定でございます。

このような都道府県別集計結果の公表はセンサス型調査を除いて各調査共通の課題かと考えております。他の調査実施者におかれても、今回の対応方策を参考にさせていただければと考える次第でございます。

最後、5番目、障害者の方にサービスを提供する事業者に対する対価を算定するため、各事業者のサービスの提供実績、従業者数、給与等の状況を把握します、障害福祉サービス等経営実態調査におきましては、集計事項の2割から4割が未公表、また、公表された部分についても、調査計画から遅延していたというものでございます。この背景には、調査実施者の認識不足、事務の輻輳が主たる原因とはなっておりますが、未公表となっている過去の調査結果につきましては、順次、集計、公表するとともに、未公表分に関連する調査事項に関しては、次回調査から削除するなどの改善を図ることとしております。統計調査は報告者の負担の上に成り立つものであり、また、その結果は国民共有の財産とも位置付けられるものですので、調査事項の設定や結果の公表に当たっては、企画段階から十分な検討が必要と考えているところでございます。

以上、今回の一斉点検の結果を御報告させていただきましたが、説明の中でも触れましたように、このような計画と実態に相違が生じた大きな要因としましては、統計関係者における法令の不知、誤解、企画段階における精査不足に加えまして、私どもの審査も必ずしも十分に機能していなかったという点も否めません。

このため、本体資料に戻っていただきまして、スライド4のところに今後の対応を取りまとめております。

まずは、各省、各調査担当には、改めまして、統括官名による公文書を発出して、統計関係法令の遵守を要請するとともに、相違内容を個別に連絡いたしまして、順次、改善を図っていくこととしております。

さらに、再発防止策の強化という観点からは、品質保証活動に基づくPDCAスキームを活用した調査内容のチェック、さらに、事後評価に重点を置いた審査の見直し等を推進することとしております。

私からの報告は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。今回の報告について、何か御質問、また御意見等はございますか。

1点、別添の2ですけれども、これは典型的な例というよりは、将来、役に立つ例という形でまとめたものであります。したがって、今後、こういう方向に、こういう問題に関して、かなり、ほかの統計にも関係するような内容的なものがありましたので、そこでこういう形で入れたということです。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 丁寧な調査、各省を含めて御検討ありがとうございました。状況が分かりました。また、基本的にはしっかりやっておられるというのがよく分かって、安心しました。これは統括官室の方にお尋ねしますが、今、統計法令についての理解の度合いがいろいろ差異があるというお話があったと思います。これは各府省におかれて、統計を専門とされる部署と、そうでない部署が統計を作成していると思うのですが、そういったところでの統計法令についての理解の度合いの差異が、このようなことをされて何か感じられたでしょうか。

○西村委員長 どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 御指摘のとおり、今回の一斉点検を通じまして、先ほどの別添1を御覧いただければ分かるのですが、相違があった統計調査の内容の割合というのは、各省で区々となっております。農林水産省、国土交通省、それから厚生労働省というところは割合が高くなっているわけですが、その主な要因としましては、今、御指摘を受けましたように、各政策原課で一般統計調査を実施している例というのは、これらの省では多々ございます。まさに繊維流通統計調査もそういうような形での問題もありましたが、そういった政策原課に対する丁寧な周知というようなことが重要かと思えますし、各省の統計部局の窓口を務めていただいている機関の方からも、そういった点を十分、省内各部局に周知していただきたいというふうに考えているところでございます。

○西村委員長 いかがでしょうか。白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 大変ありがとうございました。こういうような見直しをやっていただくことによって、基本的には、犯人探しではなくて、よい方向に統計行政等が行くようにということです。今もありましたように、それぞれの府省の統計を実施するに当たってのインフラがかなり違っておまして、それをトップダウンで、例えば公表時期をとにかく早めなければいけないというようなことになりますと、無理が出ることによる弊害もございますので、公表すべきというところは税金等を使っていますので、それはそのとおりですけれども、1つありまして、統計に対して、決して保守的にならないでほしいと。早く統計ができる項目中心になるとか、そういうのではなくて、やはり積極的、かつ有益な統計の作成ができるようにということで、方向性は確認していただきたいと思えます。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。今の点はしっかりと捉えていきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

本件は、経済産業省の繊維流通調査における不適切な処理に端を発して行われた点検で

あります。したがって、結論として、繊維流通調査のような不適切な処理は認められなかったということは1つの幸いだったというように思います。

しかしながら、統計法第1条にも書かれているとおり、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤であるということを改めて認識していただき、今後とも、統計の作成、提供に努めていただきたいと強く申し上げておきたいと思います。

また、報告にありました地域別表章の困難性から公表が遅れているケースについては、遅れていること自体は遺憾ですが、新たな推計手法についても検討し、対応されていることについては、高く評価できますし、他の府省においても参考にさせていただきたいと思います。それから、情報共有をして、フィードバックもして、よりよい形の方角に持っていきたいというふうには思います。これは、場合によっては、統計委員会そのものでも扱わなければいけないものである可能性は高いのではないかというふうには思っております。統計委員会としても、統計横断的かつ都道府県の利用という観点からも重要な問題ですので、あるべき取組の方向性というのを今後考えていくという形になると思います。

次に、4月14日に開かれた第2回統計改革推進会議の中間報告について、構成員であります私から説明したいと思います。

まず、資料4-1の統計改革推進会議中間報告概要（案）について説明いたします。中間報告は、大きく分けて4項目あります。

1点目はEBPM、つまり、証拠に基づく政策立案の推進体制の構築ということです。政策の改善と統計等データの整備、改善が有機的に連動するサイクルを構築することが必要というのが基本的な考え方です。

(2)においては、推進のかなめとして、EBPM推進に係る取組を総括するEBPM推進統括官を各府省に設置するということが書かれています。

(3)では、政策、施策、事務事業の各段階における取組について説明しております。

それから、2つ目がGDP統計を軸にした経済統計の改善であります。

(3)については、生産面を中心に見直したGDP統計の整備について記載してあります。精度を向上するため、供給・使用表、いわゆるSUT体系へ移行するということが明確に記載しております。SUT体系に移行するための基盤整備については、多少、詳しくお話ししたいと思います。

まず、生産物分類、産業分類の整備、各種統計作成の基盤となるのはビジネスレジスターですが、このビジネスレジスターの整備が必要であります。このビジネスレジスター整備には、税務情報を活用するという点については、最終取りまとめに向けて、引き続き検討の予定という形になっております。それから、経済センサス、それから投入調査の拡充、改善、サービス関連統計の統合、拡充を含むビジネスサーベイ（仮称）の創設と、これらの取組によるカバレッジの拡大、精度の高いSUTを作成するための手法の検討、開発について、2017年度から順次、取組を進めるというふうになっております。

これらは、統一的に推進するため、総務省、内閣府が中心となって、分類、基礎統計及び加工統計、産業連関表、GDP統計等のことですが、その担当から構成されるプロジェクトチームを作成することとしておりまして、最終取りまとめまでに、本推進会議におけ

る議論を踏まえて、体制の具体化を図るという形になっております。

3つ目は、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用の促進です。

(1)では、統計システムの再構築について書かれております。統計及び統計ミクロデータの更なる利活用と、新たに行政記録情報や民間の保有する各種データの積極的な利活用を促進するということが書かれております。また、各府省が統計等データの利活用と保護についての判断をするに当たっての基本的なガイドライン、これが重要な点ですが、基本的なガイドラインを策定するという事になっております。

(2)の利活用の促進については、オンサイト施設の整備、一般の人が利用できる匿名データの提供促進、いわゆるパブリックユースファイルですが、それについて書かれております。

4つ目は報告者負担の軽減と統計行政の見直し、業務効率化、基盤強化であります。

(1)では、報告者負担の軽減について書かれております。報告者が別途、各府省に報告した行政記録情報を統計の作成等に転用することや、詳細な調査に代えて、企業内の既存データの提供を求めたりするということを可能にするような仕組みを構築するということが提案されております。

(2)は、統計行政の見直し、業務効率化です。統計委員会に「統計棚卸チーム(仮称)」を設置して、定期的な棚卸しを実施し、統計の利活用の促進、報告者負担の軽減、業務効率化を徹底する所存であります。

(3)は、統計改革の推進の基盤強化であります。EBPMの実践や推進、それから加工統計を含む統計の作成や提供に携わる、分厚い人材ということを総合的に構築し、必要なリソースを確保するために、人材の確保、育成に関する方針というものを記載しております。人材については、各府省が受け入れた民間の人材が、その能力を発揮できるような組織運営を目指すということが書かれております。また、復帰後の組織でも評価されるような勤務経験の付与等を通じて、各府省の統計部門における勤務の魅力の向上ということにも配慮するとしております。

最後に、重要な点ですが、統計委員会の機能強化であります。専門性と公正性、中立性を強化し、自律性、機動性を高める観点から、統計委員会の機能を強化し、建議、勧告、フォローアップ機能等を付与、強化するという事になっております。この点について、少し詳しくお話しいたします。

統計委員会の専門性と公正性、中立性を強化するとともに、その自律性、機動性を高める観点から、府省横断的な司令塔としての統計委員会の機能を強化するということが明確にうたわれております。

具体的には、ユーザーや報告者の声の反映、業務の見直し等を支える建議、勧告、フォローアップ機能や要望把握機能の付与、強化、それから、行政記録情報の利活用の技術的観点、中立的観点からの支援の強化、それから、専門知識を有する委員や作成者、報告者、ユーザー等の声を代表する委員の確保、これはステークホルダーが統計委員会できちんとリプレゼンテーションをあるようにするという事であり、それから、国際動向等の情報収集機能の強化、これは、次にあります、これらを支える研究機能の強化、これと密

接に関しますが、こういう研究機能の強化などが掲げられております。その際、強化された機能を十全に発揮できるような委員会運営を確立するということが明確にうたわれております。

これらの機能強化と併せて、統計委員会自らの説明責任を強化し、統計に対する信頼を確保するため、外部的な視点も導入して、統計の品質保証や統計行政の進捗の評価を行う、自律性、専門性を有した体制の整備について、これについても最終的取りまとめに向けて検討するというようになっております。

最終取りまとめに向けて、引き続き検討していきます。5月中旬をめどというのが具体的な方針であります。それをこの夏の骨太の方針に反映するという形になっております。

今回の報告について、何か御質問、あるいは御意見がございますか。どうぞ、白波瀬委員。

○白波瀬委員 当初、少し遠目のところから、どういうふうなものになるのか、方向性になるのかというので、少しどきどきしながらだったのですけれども、このような形で取りまとめの方向性が出されたことにつきましては、ここに御参加の委員方を含めまして、統計委員会としては非常に望ましい方向性ではないかというふうに感じます。

そこで1点、少し先ほども申しましたけれども、やはり統計というのは、私は、積極的に活用するという方向が望ましいというふうを考えておりまして、特に行政記録情報につきましては、私の専門分野でも、かなり他国、ものすごく速い動きが出ております。その中で、ほかの国がやっているから日本もねというわけではなくて、ここの中の議論そのものの水準も、私が知る限り、他国で議論されているものとそんなに遜色はないというふうに感じておりまして、ただ、そこに実態がついていかない。その距離感が非常に大きいというふうな印象を持っております。

もちろん、それぞれの国において、データを公開し、行政記録情報を含めた突合等の議論につきましても、研究レベルでも問題がなかったことはないのですけれども、やはりそのあたりの情報も共有しながら、積極的な活用に向けての議論が進みますことを強く望みます。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。その点についても全く同意見ですので、そういった形の方を進めていく形にしていきたいなど。

これは、また例の神が細部に宿るか、悪魔が細部に宿るかという話になるのですが、実際に運用していく際のところがやはり基本的に重要になってきますので、しかも、それは統計委員会というよりは、実際に統計を調査されて、そして、情報を持っていらっしゃる各府省が対応するものですから、それに対して、どういう形で統計委員会が積極的に関与できるかということが今後問われていくということだというふうに思っております。

全体の流れとしては、かなり強い形でそちらの方向に向かっているということでありますが、このモメンタムをなくさないようにしていかなければいけないというのは、私に課せられた重要な使命だというふうに考えております。よろしいでしょうか。

それでは、統計委員会としては、この中間報告で掲げられた課題に対して速やかに対応

していくことが必要だということだと思います。このため、基本計画部会に設置しました3つのワーキンググループにおいて、必要な検討をもうすぐに始めたいと思いますので、詳しくは事務局から連絡させますが、御担当の座長、委員におかれましては、対応をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日用意いたしました議題は以上ですので、次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は5月30日火曜日の10時から開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては、別途、御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第108回の統計委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。